

# 告示

## 埼玉県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
きむら薬局	名称	下川崎薬局	きむら薬局
訪問看護ステーションさぼてん	所在地	入間市中神六四五―三 中村アトリエ五号室	入間市久保稻荷三―八 ―三 フアイニー―w e s t
わおんナース久喜	所在地	久喜市菖蒲町上大崎五 三九―七	久喜市本町三―四―三
訪問看護リハビリステーション カルナ	所在地	飯能市美杉台三―一七 ―一 美杉台センタービル 一〇―一	飯能市緑町六―二 ―二 階
ケアーズ訪問看護リハビリステーション東松山	所在地	東松山市本町一―七― 六 リゾンヤマイチー〇	東松山市本町一―四― 八

二 指定施術機関

高西 幾靖	原田 隆明	和田 花歩	氏 名
施術所 名 称	施術所 名 称	施術者 氏 名	変更事項
美輝整骨院	夕力整骨院	新井 花歩	
○ 施術院 R e c o c	夕力鍼灸接骨院	和田 花歩	変更後